

## 公告内容の質疑等（回答）

NO	質疑 受付日	質疑内容	回 答
1	R7. 1. 14	今回のプレゼンテーション資料について提案者が特定できないような資料の提出とありましたがプレゼンテーション実施時と同様にメーカーが特定できないようなご説明を行う必要がありますでしょうか。	企画提案書を公平に評価するため、提案した企業名等が特定されないように配慮することとしておりますので、プレゼンテーション実施時においても同様の取り扱いとなります。 また、プレゼンテーションではシステム製品の具体的な内容をご提案いただくことから、メーカー名等の配慮については求めておりません。